

# 川西市情報公開条例の整備について

- 答 申 -

平成17年7月

川西市情報公開審査会

# 答 申 に あ た っ て

川西市情報公開審査会は、平成17年4月14日、川西市長から「川西市情報公開条例の整備について」諮問を受けました。

川西市の情報公開制度は、平成4年10月に始まりましたが、その後の社会環境の変化や平成13年4月の『行政機関の保有する情報の公開に関する法律』の施行を受け、平成14年10月の当審査会の答申に基づいて、抜本的な条例改正を行いました。これまでの条例の内容を全面的に見直す検討を行うとともに、名称も「川西市公文書公開条例」から「川西市情報公開条例」とするなど、その充実が図られたところです。

このたびの諮問は、平成15年の地方自治法の改正により指定管理者制度が導入されたことに伴うものですが、当審査会では、川西市の目指す「市民が見える、共感できる市政」の実現に向け、市政のより一層の公正性の確保と透明性の向上を図り、もって「開かれた市政」の堅持の一助とする観点から、集中的に審議を行い、答申をとりまとめました。

今後、川西市においては、この答申を踏まえ、情報公開制度の一層の充実に向けて取り組まれ、より一層開かれた市政を実現するよう努められることを望みます。

平成17年7月11日

川西市情報公開審査会

会 長 村 上 武 則

## 条例整備に向けて ～指定管理者の情報公開について～

平成15年の地方自治法の改正により、公の施設の管理について、指定管理者制度が導入された。指定管理者制度は、対象をこれまでの出資法人や公共的団体等から民間団体等に拡大し、また、利用許可等の公の施設を利用する権利に関する処分をなし得ることとするなど、従来の管理委託制度を大きく変更するものである。指定管理者による公の施設の管理は、市の公の施設の管理を代行するものであり、指定管理者による情報公開への取り組みは必要不可欠である。

そのため、情報公開条例において、横断的に、指定管理者の情報公開に関する規定をおくべきである。

情報公開条例を改正して、指定管理者の情報公開に関する規定を置くにあたっては、ひとつの考え方として、指定管理者による公の施設の管理は、実質的に市の行政活動と同一視することができる活動であるとみて、情報公開条例の「実施機関」に加え、市の機関と同等の情報公開を義務づけるという対応があり得る。本審査会においても、検討の俎上にあがったところである。

しかし、現時点においては、指定管理者制度は導入されたばかりであって、いかなる団体が指定管理者となるかなお不明確なこと、市民と自治体のあいだのパートナーシップのための仕組みとしても活用することが期待されていること、そのため、地域的な団体やNPO等の市民活動団体等が指定管理者になることも想定されること、あるいは、情報公開の対象となる情報が、当該指定管理者の業務全般に及ぶわけではなく、公の施設の管理業務に限定されることなど、指定管理者に市の機関と同等の義務づけを求めることには気がかりな点も多い。

したがって、本審査会は、制度の導入に向けた取り組みがすすめられている今の段階においては、指定管理者を実施機関に含め、市の機関と同等の情報公開を義務づけるよりも、指定管理者自らが、実施機関に準じた自主的な情報公開制度を整備し情報公開に努めるよう促すとともに、市としても、指定管理者の情報公開の取り組みが適切に行われるよう一定の指導等を行う仕組みを採用することが、柔軟かつ効果的な対応であると考えます。

具体的には、現行条例のとしている出資法人と同様の対応（参考：現行条例第27条）を求めることが適切である。

本審査会としては、将来的に、川西市における指定管理者制度の実施状況を踏まえて、指定管理者の情報公開のあり方を、条例改正も含めて再度見直す必要があることも認識している。

なお、指定管理者制度については、指定管理者に移行するかどうかの検討経緯の説明とか、指定管理者の選定及び指定のプロセスの透明性を確保することとか、あるいは事業報告書等の公表

など指定管理者による公の施設の管理業務に関する情報の積極的な情報提供・情報公表を行うことなど、市において、透明性を確保し積極的な説明責任を果たすよう努めることが望まれる。

【参考】

川西市情報公開条例第27条

(出資法人の情報公開)

第27条 市が出資する法人のうち規則で定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の目的並びに当該出資法人の性格及び業務内容にかんがみ、その管理する文書、図画、写真及び電磁的記録の公開について、公開の申出の手続、公開の申出に係る回答に対して異議の申出があったときの手続その他必要な事項を定めた規程を整備し、当該規程を適正に運用するよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人に対し、前項に定める規程の整備、当該規程の適正な運用その他必要な事項を講ずるよう指導に努めなければならない。

3 出資法人は、公開の申出に係る回答に対して異議の申出があったときは、実施機関に対し、助言を求めることができる。

4 前項の規定による助言を求められた実施機関は、必要と認めるときは審査会の意見を聴くことができる。

# 資 料

## 1 委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 ・ 役 職 等	備 考
こ ざい たか よし 小 材 天 良	神戸新聞社阪神総局長	
すず き ひで み 鈴 木 秀 美	大阪大学大学院高等司法研究科教授	
た なか とし こ 田 中 稔 子	弁護士	副会長
むら かみ たけ のり 村 上 武 則	大阪大学大学院高等司法研究科教授	会 長
やま した あつし 山 下 淳	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授	

## 2 審議経過

開催回	開催年月日	審 議 内 容
- -	平成17年4月14日(木)	川西市情報公開審査会へ諮問(第79号)
第1回	平成17年4月22日(金)	指定管理者制度の導入に伴う条例の見直しの審議
第2回	平成17年5月9日(月)	同上
第3回	平成17年6月3日(金)	答申(案)についての検討
第4回	平成17年7月11日(月)	答申